

鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）及び鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200196355号鳥取県県土整備部長通知）で使用する用語の例によるほか、以下の例による。

- (1) 「失格基準」とは、当該基準に該当する入札者を失格とするための基準をいう。
- (2) 「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格での入札をいう。
- (3) 「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、次号に掲げる建設工事（以下「適用対象工事」という。）の入札に適用する。

- (1) 次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる請負対象設計金額以上の建設工事

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	4億円
建築一般以外の発注工種	2億円

- (2) 前号の表の右欄に掲げる請負対象設計金額未満の建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の規定による総合評価一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）を適用する建設工事
- 2 前項の規定にかかわらず、各発注機関が設置する資格審査委員会が承認したときは、この要領を適用対象工事に適用せず、又は適用対象工事以外の建設工事に適用することができる。

(調査基準価格及び失格基準の決定)

第4条 調査基準価格及び失格基準は、鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成19年8月15日第200700071998号鳥取県県土整備部長通知）に規定する方法により決定するものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 適用対象工事に係る調達公告には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事であること。
- (2) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 低価格入札者となった場合、第8条第2項各号に掲げる資料を提出する意向がある者は、低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を入札書と同時に提出すること。
- (4) 低価格入札者で低入札価格調査意向確認書を提出しない者は、再度入札（再々度入札を含む。）に参加することはできない。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留

を宣言するとともに、低入札価格調査に入ることを告げて入札を終了するものとする。

2 低入札価格調査については、別紙1. 2に基づいて行うものとする。

(失格基準)

第7条 入札執行者は、低価格入札が行われた場合には、低価格入札者が失格基準に該当するか否かを確認し、失格基準に該当した入札者に対し、失格基準に該当したことを通知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 発注機関の長は、低価格入札が行われた建設工事（以下「低入札工事」という。）を所掌する課長等（以下「工事所掌課長等」という。）に対し、低価格入札者のうち失格基準に該当した者を除いた者（以下「調査対象者」という。）を対象とした低入札価格調査の開始を直ちに指示するものとする。

2 工事所掌課長等は、調査対象者に対し開札日の翌日から起算して2日以内に次の各号に掲げる資料（以下、「資料」という。）を提出させるものとする。この場合において、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1号第1項に規定する県の休日の日数は、算入しないものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 低入札工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）
- (25) 他社への製作委託又は購入を予定する機器の一覧（様式-機器費1）
- (26) 手持ち機器の活用を予定する機器の一覧（様式-機器費2）
- (27) 自社で製作を予定する機器の一覧（様式-機器費3）
- (28) 経営内容（直近3年分の損益計算書、貸借対照表）

3 次の各号に掲げる場合は調査対象者の入札を無効とする。

- (1) 別記様式1を提出していない場合。
- (2) 前号以外の場合で、提出期限までに資料の提出を行わない場合又は、提出資料に不備がある場

合。

- 4 調査対象者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は鳥取県の入札において繰り返し前項第2号に該当するなど悪質性が高い場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づき資格停止等を行う場合がある。
- 5 工事所掌課長等は、資料を提出した調査対象者のうち、最低の価格で入札した者（ただし、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200196355号鳥取県県土整備部長通知）又は鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200205027号鳥取県総務部長通知）により落札者を決定する場合は評価点数が最も高い者とする。）について、別記1に記載する内容に留意して低入札価格調査を実施するものとし、必要に応じ複数の者について並行して実施することができるものとする。
- 6 工事所掌課長等は、前項の調査を行ったのち、必要に応じ次の内容を調査するものとする。
 - (1) 経営状況
取引金融機関及び保証会社等へ照会
 - (2) 信用状況
建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況
 - (3) その他必要な事項
- 7 工事所掌課長等は、前2項の調査を終了したときは、低入札価格調査表（別記様式2）を作成し、発注機関の長に報告するものとする。

（委員会の審議）

第9条 発注機関の長は、前条第7項の報告を受けたときは、直ちに低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、低価格入札者の入札価格によって設計図書の内容に適合した履行がなされるか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当でないかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定する。

（落札者の決定等）

第10条 入札執行者は、前条の規定により委員会が契約することを適当と認める決定をした者に対しては、その旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

- 2 入札執行者は、前条の規定により委員会が調査を行った低価格入札者との契約を不相当である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者を失格とし、失格とされた者を除く入札者で予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者（ただし、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200196355号鳥取県県土整備部長通知）又は鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200205027号鳥取県総務部長通知）により落札者を決定する場合は評価点数が最も高い者とする。）を落札者とする。

この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

（入札結果の公表）

第11条 低入札価格調査を実施した建設工事に係る入札結果の公表に際しては、別記様式2の写しを発注機関において閲覧に供するものとする。

（監督体制の強化等）

第12条 適用対象工事の請負者が低価格入札者であった場合は、工事所掌課長等又は当該工事の施工を監理する事務所の長は次の措置をとるものとする。

(1) 重点的な監督業務の実施

鳥取県県土整備部土木工事監督基準（平成22年3月19日付第200900199640号鳥取県県土整備部長通知）に基づき重点監督を行う。

(2) 厳格な施工体制の確認

低入札価格調査時に説明を行った施工体制が施工計画書に反映され、これを遵守した施工が行われているか、厳格に確認する。

(3) 労働安全部局との連携

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

- 2 前項各号に定める措置により請負者が低入札工事を適切に履行していないと認められる場合（請負者の責に依らないなど合理的な理由が確認できる場合を除く）は、文書等により改善を指示するものとし、これに従わないなど悪質性が高い場合は、資格停止要綱に基づき資格停止等を行う場合がある。

（調査対象者の制限）

第13条 調査対象者（第8条第3項第1号で無効となった入札者を除く）は、当該低入札工事の開札日から落札者が決定される日までの間、県が発注したその他の建設工事（以下「他の県発注工事」という。）の落札者及び落札予定者（以下「落札者等」という。）になることができないものとする。ただし、調査対象者となった当該低入札工事の開札日の前日までに落札予定者になっている場合は、その限りでない。

- 2 前項の場合において、調査対象者（第8条第3項第1号で無効となった入札者を除く）が行った他の県発注工事での入札は、無効として取り扱うものとする。

- 3 調査対象者（第8条第3項第1号で無効となった入札者を除く）は、低入札価格調査を受けている期間中に他の県発注工事の落札者等になった場合、他の県発注工事の発注機関に対して、調査対象者となっている旨を速やかに口頭及び文書で申告しなければならない。

- 4 前項に定める申告をしない場合、発注機関は、調査対象者となっている当該低入札工事の入札を無効として取り扱うことができるものとする。

- 5 第1項、第2項及び第4項の場合において、発注機関が特別な理由があると認めた場合は、その限りでない。

附 則

この要領は、平成9年12月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年11月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年6月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成19年8月28日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月6日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年7月10日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

別記1

低入札価格調査の実施に当たり、(1)から(28)までに掲げる資料等の提出を求め、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを、次の例のように徹底して調査し、入札者から提出される積算内訳書が、低入札工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるかを確認する。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。

- (例1) 工事の施工に必要なとなるすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事の施工に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認する。
- (例2) 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算をしているか、下請業者による施工を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認する。
- (例3) 計上する金額は、現実的なものでなければならないものとし、単に下請予定業者の見積金額によっているだけでなく、原則、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているかなどを確認する。

この調査によって、工事の施工に必要な費用が、積算内訳書に適切に計上されているかが確認されるが、入札者の申込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、低入札工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）

- ① 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。
- ② 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。
- ③ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。
- ④ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。
- ⑤ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。
- ⑥ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。
- ⑦ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

- ⑧ 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。
 - ⑨ 低入札工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ① 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。
 - ② 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績（過去1年以内に下請業者として施工した実績がない場合は直近で下請業者として施工した実績）のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。
 - ③ 「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」（平成27年3月19日付第201400194303号鳥取県県土整備部長通知）に抵触する契約でないこと。
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- 配置予定の主任技術者又は監理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）、追加技術者、及び現場代理人について、次の点を確認すること。
- ① 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で低入札工事に実際に配置できること。
 - ② 「建設工事における配置技術者等の適正な運用について」（平成20年5月8日付第200800024787号鳥取県県土整備部長通知）に規定する技術者要件等を満たしていること。
 - ③ それぞれに必要な資格を有すること。
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- ① 記載された手持ち工事が実在するものであること。
 - ② 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする低入札工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- (6) 低入札工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- ① 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
 - ② 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など低入札工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- ① 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を低入札工事で使用する予定であること。
 - ② 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ① 他社から購入を予定している場合
 - 1) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績（過去1年以内に販売された実績がない場合は直近に販売された実績）のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。
 - 2) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
 - ② 自社製品の活用を予定している場合

- 1) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を低入札工事で使用する予定であること。
 - 2) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価（過去1年以内に第三者との取引がない場合は直近に第三者と取引した販売実績額又は製造原価）以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- ① 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を低入札工事で使用する予定であること。
 - ② 低入札工事で使用可能な管理状態にあること。
 - ③ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- ① 他社からリースを予定している場合
 - 1) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績（過去1年以内にリースした実績がない場合は直近にリースした実績）のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。
 - 2) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
 - ② 自社の機械リース部門からリースを予定している場合
 - 1) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が低入札工事にリース可能であること。
 - 2) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価（過去1年以内に実績がない場合は直近に第三者にリースした実績額又は原価）以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- ① 自社労務者を充てる場合
 - 1) 記載された者が自社社員であること。
 - 2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。
 - 3) 労務単価が公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準が確保され、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。
 - ② 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合
 - 1) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
 - 2) 労務単価が公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準が確保され、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績（過去1年以内に施工した実績がない場合は直近に施工した実績）のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- 労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- ① 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。
 - ② 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績（過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績がない場合は直近に建設副産物を受け入れた

実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)

- ① 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。
- ② 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績(過去1年以内に取り扱った実績がない場合は直近に取り扱った実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績(過去1年以内の取引実績がない場合は直近の取引実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、それを入札者が負担する場合にあつては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績(過去1年以内に当該実績がない場合は直近の実績)のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ④ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16) 品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績(過去1年以内の取引実績がない場合は直近の取引実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ③ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績(過去1年以内の取引実績がない場合は直近の取引実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ③ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績(過去1年以内の取引実績がない場合は直近の取引実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ③ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績(過去1年以内の取引実績がない

場合は直近の取引実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、それを入札者が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績(過去1年以内に当該実績がない場合は直近の実績)のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - ④ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。
- (20) 安全衛生管理体制(仮設置計画)(様式14-3)
- ① 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
 - ② 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績(過去1年以内の取引実績がない場合は直近の取引実績)のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - ③ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。
- (21) 安全衛生管理体制(交通誘導員設置計画)(様式14-4)
- ① 自社社員を交通誘導員に充てる場合
単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。
 - ② 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合
単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績(過去1年以内に当該実績がない場合は直近の実績)のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - ③ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。
 - ④ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。
- (22) 誓約書(様式15)
- ① 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から低入札工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。
 - ② 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。
特に、当該下回る額(当該年度において、低入札工事以外の鳥取県発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と低入札工事に係る下回る額との合算額)が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。
- (23) 施工体制台帳(様式16)
- 施工体制が適切であること。
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(様式17)
- 過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点が低い場合は、その理由を確認する。
- (25) 他社への製作委託又は購入を予定する機器の一覧(様式-機器費1)
- 1) 他社から納入を受ける予定の機器が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績(過去1年以内に販売された実績がない場

合は直近に販売された実績)のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(他社への委託又は購入による機器費の低減が可能であること)。

2) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(26) 手持ち機器の活用を予定する機器の一覧(様式-機器費2)

1) 記載された手持ち機器を保有していること、当該機器が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該機器を低入札工事で使用する予定であること。

2) 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること(手持ち機器の活用による機器費の低減が可能であること)。

(27) 自社で製作を予定する機器の一覧(様式-機器費3)

1) 当該機器を自社で製作し、第三者と取引をした実績があり、取引実績単価が合理的かつ現実的なものであること。

2) 工場製作原価が合理的かつ現実的な単価に基づき適切に見積もられていること。

(28) 経営内容(直近3年分の損益計算書、貸借対照表)

債務超過に陥っていないこと。

別記様式1

低入札価格調査意向確認書

平成 年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称 印
代表者氏名

下記工事の入札において当社の入札額が調査基準価格を下回り、鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領に規定する低入札価格調査書類の提出を求められた場合、期限内に資料を提出することを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所

※低入札価格調査を受ける意向がない場合は提出不要

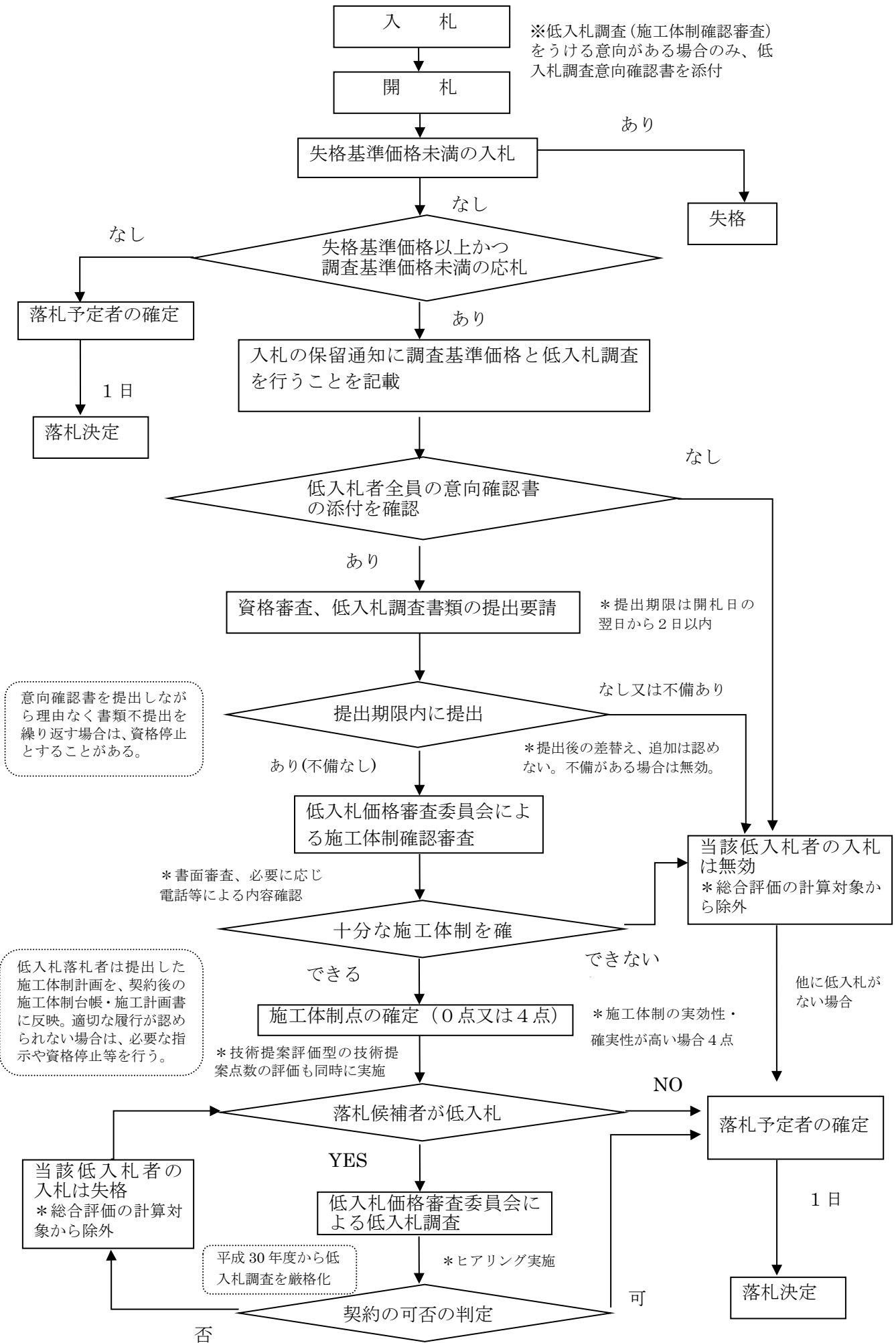
※確認書を提出しながら、提出期限までに提出せずに入札無効を繰り返す場合は、資格停止とする。

低入札価格調査表

工 事 名	
工 事 場 所	地 内
予 定 価 格	円
調 査 基 準 価 格	円
入 札 価 格	円 (対予定価格 %)
調 査 年 月 日	
調 査 対 象 業 者 名	
調 査 に 応 じ た 者 の 職 氏 名	
調 査 を 実 施 し た 者 の 職 氏 名	
工 事 概 要	
履行能力等 の調査	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該価格で入札した理由 (様式1) (2) 積算内訳書 (様式2-1、様式2-2、様式3) (3) 下請予定業者等一覧表 (様式4) (4) 配置予定技術者名簿 (様式5) (5) 手持ち工事の状況 (様式6-1、様式6-2) (6) 低入札工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式7) (7) 手持ち資材の状況 (様式8-1) (8) 資材購入予定先一覧 (様式8-2) (9) 手持ち機械の状況 (様式9-1) (10) 機械リース元一覧 (様式9-2) (11) 労務者の確保計画 (様式10-1) (12) 工種別労務者配置計画 (様式10-2) (13) 建設副産物の搬出地 (様式11)

<p>経営状況等の調査</p> <p>総合評価</p>	<p>(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）</p> <p>(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13-1）</p> <p>(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13-2）</p> <p>(17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13-3）</p> <p>(18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14-1）</p> <p>(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14-2）</p> <p>(20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式 14-3）</p> <p>(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式 14-4）</p> <p>(22) 誓約書（様式 15）</p> <p>(23) 施工体制台帳（様式 16）</p> <p>(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）</p> <p>(25) 他社への製作委託又は購入を予定する機器の一覧（様式-機器費 1）</p> <p>(26) 手持ち機器の活用を予定する機器の一覧（様式-機器費 2）</p> <p>(27) 自社で製作を予定する機器の一覧（様式-機器費 3）</p> <p>(28) 経営内容（直近 3 年分の損益計算書、貸借対照表）</p> <p>(1) 経営状況</p> <p>(2) 信用状況</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされると認める。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める。</p> <p>理由：</p>
-----------------------------	--

低入札価格調査のフロー（総合評価）



低入札価格調査のフロー（価格競争）

